

第 6 章

自然と暮らしが共生する 人にやさしいまち 【自然環境】

序論

基本構想

基本計画

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章



施策体系

第6章 【自然環境】

自然と暮らしが共生する人にやさしいまち

節

第1節【環境保全】
地球環境に配慮した地域づくり

第2節【廃棄物処理・資源化】
ごみの減量・資源化と適切な処理

第3節【緑化】
自然環境の保護とみどりの創出

第4節【水質改善】
水質汚濁の防止と水辺環境の保全

第5節【不法投棄、放射能汚染】
自然と調和する生活環境づくり

第6節【生物多様性】
生物多様性の確保と
地域資源である里山の保全

施策の展開方向

(1) 市民や事業者の環境に配慮した活動を促進する (環境に関する普及啓発)

(2) 良好な自然環境を未来につなぐ (計画的な環境保全の取り組み)

(3) 地域循環型社会・低炭素社会の構築を推進する (バイオスタウン構想・地域エネルギービジョンの推進)

(1) ごみに関する市民意識の向上を促進する (ごみ処理に関する情報発信)

(2) ごみの少ない環境づくりを推進する (ごみの発生抑制・再利用の促進)

(3) 適切なおみ処理体制の確立を推進する (ごみ処理体制の確立)

(1) 緑を守り自然にやさしいまちづくりを推進する (緑化の推進)

(1) 市民や事業者の水質に対する関心を高める (水質改善に関する普及啓発)

(2) きれいな水辺環境を創出する (水質改善対策の推進)

(3) 生活排水の適正な処理を推進する (下水施設の整備促進)

(1) 美しい地域づくりを推進する (環境美化・不法投棄対策の推進)

(2) 放射能に対する不安がなく、安心して過ごせる地域づくりを推進する (放射能対策の推進)

(1) 自然や生き物を大切にすることを高める (自然環境と生物多様性に関する啓発)

(2) 自然や生き物と市民が共生する地域づくりを推進する (自然環境、生物多様性の保全)

第1節 環境保全

地球環境に配慮した地域づくり

関連
計画

総合計画前期基本計画、環境基本計画、バイオスタウン構想、地域エネルギービジョン

現状

- ◆現在、地球温暖化、廃棄物問題、生物多様性※の損失などの地球規模の環境問題が深刻化し、持続可能な社会※の実現に向けて世界的な協力関係が築かれようとしています。
- ◆東日本大震災の被害や影響を契機に、自然の持つ圧倒的な力に対する人間の力の限界を感じ、大量の資源・エネルギーを消費する今日の社会のあり方や、自然とのかかわり方を見つめ直す機運が高まっています。
- ◆本市は、平成20年3月に茨城県で最初のバイオスタウン※として構想を公表し、地域循環型社会※の構築による地球温暖化防止に積極的に取り組んだ結果が評価され、平成25年6月にはバイオマス産業都市※に認定されました。
- ◆現在も、廃食用油のバイオディーゼル燃料※（BDF）化や剪定枝等の木質バイオマス※燃料化など、市民との協働による資源循環、低炭素化※に取り組んでいます。

課題

- 地球規模の環境改善には、すべての人が環境に配慮した取り組みをすすめ、大小の効果を積み上げていくことが必要です。
- 市民、事業者、行政が、「低炭素」、「循環」、「自然共生※」といった持続可能な社会の実現に必要な知識を学び、個々ができることや、協力しあってできることを考え、積極的に実践していくことが必要です。

[廃食用油のバイオディーゼル化状況の推移]



資料：環境政策課

[木質バイオマスの利活用状況の推移]



資料：廃棄物対策課

施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 市民や事業者の環境に 配慮した活動を促進する (環境に関する普及啓発)</p>	<p>①市民や事業者に対する省エネルギーや再生可能エネルギー※などに関する情報発信を推進します。 ②環境に関する活動成果の発表の場を提供し、発表者の更なる意欲の向上や、新たな活動をはじめ市民の増加を促進します。 ③庁内において環境に配慮した取り組みを率先して実行します。</p>
<p>(2) 良好な自然環境を未来につなぐ (計画的な環境保全の取り組み)</p>	<p>①牛久市環境基本計画をはじめとする環境を守り育てるための施策を推進します。 ②環境に配慮した施設などに関する指針を定め適正に運用します。</p>
<p>(3) 地域循環型社会・低炭素社会の 構築を推進する (バイオスタウン構想・地域エネルギー ビジョンの推進)</p>	<p>①牛久市バイオスタウン構想の展開により、本市における地域循環型社会の構築と地球温暖化防止を推進します。 ②再生可能エネルギーの導入や本市全体の省エネルギー化の推進などにより、低炭素社会の実現を目指します。</p>

目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
「地球環境に配慮した行動をしている」と答えた市民の割合	70.0%	80.0%
廃食用油によるバイオディーゼル燃料（BDF）製造量	62,800 ℓ/年	136,000 ℓ/年

[用語解説]

生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは 40 億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生きものが生まれた。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きている。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとしている。
持続可能な社会	健全で恵み豊かな環境が地球的規模から身近な地域まで保全されるとともに、それらを通じて世界各国の人々が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会。
バイオスタウン	域内において、広く地域の関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われているか、あるいは今後行われることが見込まれる地域。
循環型社会	これまでの大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄という社会システムの反省に立ち、持続的な発展が可能な、地球にやさしい暮らし方をする新たな社会システムが循環型社会。いいかえれば、資源の循環利用をすすめ、環境への負荷を最少にして自然に戻す社会、将来世代のため、資源や地球環境を大切にする社会のこと。

バイオマス産業都市	地域に存在するバイオマスを原料に、収集・運搬、製造、利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化により地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち、むらづくりを目指す地域。平成 25 年度から、関係 7 府省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）が共同で選定。
バイオディーゼル燃料	植物油脂や動物油脂などの再生可能な資源からつくられる軽油代替燃料であり、その主な特徴は、カーボンニュートラル、生分解性、再生可能なバイオマス燃料であること、軽油との混合によりディーゼルエンジンの排ガス規制値をクリアできることなどが挙げられる（Bio-diesel Fuel : BDF）。
木質バイオマス	「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを呼ぶ。その中で、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼ぶ。主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのご屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。
低炭素化（低炭素社会）	地球温暖化の原因である二酸化炭素（CO ₂ ）などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入などの環境配慮を徹底すること。また、そういった社会システムを低炭素社会という。低炭素社会では、すべての人がCO ₂ を減らすための行動や選択をとり、政府は税制のグリーン化など仕組みづくりを行う。
自然共生（社会）	生物多様性が適切に保たれ自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会。
再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。



BDF 走行車両



ペレットストーブ

序論
基本構想
基本計画
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章

第2節

廃棄物処理・資源化

ごみの減量・資源化と適切な処理

関連
計画

総合計画前期基本計画、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画、環境基本計画

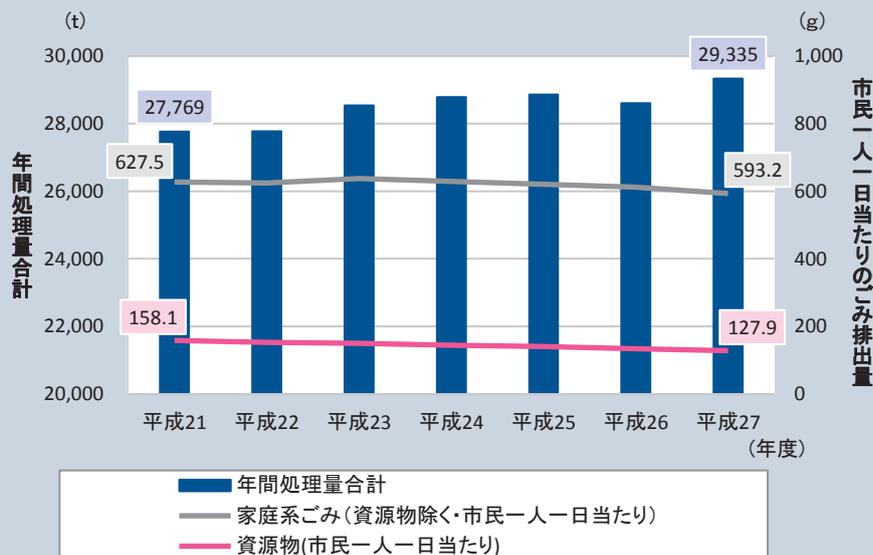
現状

- ◆大量生産・大量消費・大量消費型の現代社会は、経済活動にかかわる温室効果ガス※の排出による地球温暖化、天然資源の枯渇、資源採取による自然破壊など、地球規模の環境問題をひき起こしています。
- ◆そのため国は、平成12年に「循環型社会※形成推進基本法」を制定し、社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取り組みにより、新たに採取する天然資源をできるだけ少なくし、環境への負荷をできるだけ少なくする社会である循環型社会の形成に向けた取り組みを推進しています。
- ◆ごみの減量・資源化に関しては、3R運動（「発生抑制（Reduce=リデュース）」、「再利用(Reuse=リユース）」、「再資源化(Recycle=リサイクル)」）が各地で展開されていますが、近年では、「不要なものをもらわない・買わない(Refuse=リフューズ)」を加えた4R運動、さらに「修理して使う(Repair=リペア)」を加えた5R運動も行われています。

課題

- 本市では、人口の増加などにより一般廃棄物の量は数年前より増加していますが、市民一人あたりのごみ排出量は減少傾向となっています。しかし、まだ大量の資源物のごみとして捨てられており、引き続きごみの減量、分別、再資源化についての意識啓発や、市民、事業者、行政の協働による再資源化をすすめていく必要があります。
- 廃棄物を長期安定的に処理、再資源化していくための体制・施設を整備していく必要があります。

【一般廃棄物の年間処理量と市民一人一日あたりのごみ排出量の推移】



※集団回収は除く

資料：廃棄物対策課

施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

(1) ごみに関する 市民意識の向上を促進する (ごみ処理に関する情報発信)

- ① 広報紙やホームページなどを活用し、市民や事業者に対するごみの資源化に関する積極的な情報提供を推進します。
- ② 小・中学校および教育委員会等と連携し、工場見学などの環境教育を推進します。
- ③ 小・中学生や一般家庭を対象としたごみの減量化や資源化などのアイデア・ポスターの募集・公表により、ごみに関する市民の意識向上を促進します。

(2) ごみの少ない 環境づくりを推進する (ごみの発生抑制・再利用の促進)

- ① ごみの排出抑制を促進していくため、様々な施策を検討していきます。
- ② 市民・事業者・行政の日常的な連携により、ごみの減量や資源化を推進し、循環型社会を目指します。
- ③ 市公共施設におけるごみ排出量の削減や、環境負荷の少ない製品の購入、普及を推進します。
- ④ 生ごみ処理器を購入した世帯への補助や子供会・行政区のリサイクル事業への補助など、ごみの発生抑制や再資源化に関する取り組みへの支援を充実し、市民の取り組みのさらなる普及、拡大を促進します。

(3) 適切なごみ処理体制の確立を 推進する (ごみ処理体制の確立)

- ① ごみの収集方法やごみ集積所の場所などの見直しを適宜実施し、収集業務の安全性・効率性等の向上を促進します。
- ② 周辺自治体や関係諸団体との総合的な相互支援体制を構築し、大規模災害時における、がれきなどの廃棄物の適正処理を図ります。
- ③ 本市は焼却灰の最終処分場を有しないため、今後も複数の受け入れ先を確保するよう検討していきます。
- ④ 牛久クリーンセンターの定期的な点検や整備と、環境負荷の抑制や低減が可能となる技術を用いた延命化対策などを実施します。

目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
ごみの排出量 (市民 1 人 1 日当たり)	593.2 g/人日	牛久市一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画に定める目標値とする
ごみの資源化量 (市民 1 人 1 日当たり)	127.9 g/人日	牛久市一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画に定める目標値とする

序論

基本構想

基本計画

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

[用語解説]

温室効果ガス	<p>地球の大気には二酸化炭素などの温室効果ガスと呼ばれる気体がわずかに含まれている。これらの気体は赤外線を吸収し、再び放出する性質がある。この性質のため、太陽からの光で暖められた地球の表面から地球の外に向かう赤外線の多くが、熱として大気に蓄積され、再び地球の表面に戻ってくる。この戻ってきた赤外線が、地球の表面付近の大気を暖める。これを温室効果と呼ぶ。大気中の温室効果ガスが増えると温室効果が強まり、地球の表面の気温が高くなる。</p> <p>人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがあり、地球温暖化に及ぼす影響がもっとも大きいのは二酸化炭素である。</p>
循環型社会	<p>これまでの大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄という社会システムの反省に立ち、持続的な発展が可能な、地球にやさしい暮らし方をする新たな社会システムが循環型社会。いいかえれば、資源の循環利用をすすめ、環境への負荷を最少にして自然に戻す社会、将来世代のため、資源や地球環境を大切にす社会のこと。</p>



子ども会の資源物回収

第3節 自然環境の保護とみどりの創出 緑化

関連計画 総合計画前期基本計画、環境基本計画

現状

- ◆本市は、昭和40年代以降、ベッドタウンとして急速な都市化がすすみましたが、計画的な開発により市街地には公園や街路樹などの緑があり、また、市街地の周辺には斜面緑地や平地林、農地などがあり、これらの自然環境は、市民の生活にうおいと安らぎを与えています。
- ◆本市では、「牛久市みどりと自然のまちづくり条例」や「牛久市景観まちづくり条例」などにに基づき、緑地の保全や景観づくりに取り組んでいます。

課題

- 日常生活において自然をより身近に感じられるよう、市街地における緑の保全や緑化を市民協働ですすめていくことが必要です。

[緑地・農地の保全・指定状況の推移]

区分	平成27年度末	
	カ所等	面積(ha)
近郊緑地保全区域の指定	1カ所	115.0
生産緑地地区の指定	40カ所	8.9
農振農用地の指定	25カ所	895.0
みどりの保全区の指定	2カ所	18.7
市民の森の指定	2カ所	1.9
市民の木(巨木、歴史的関わりをもつ樹木)指定	38本	—
牛久自然観察の森	1カ所	21.1
公益地の植栽の維持管理	街路	96路線
	公園・緑地	245カ所
面積合計		1,126.9

資料：都市計画課、農業政策課

施策の展開方向と取組内容

(1) 緑を守り自然にやさしい まちづくりを推進する (緑化の推進)

- ①みどりの保全区などの設定により、自然環境における生態系の保護と生息空間の保全を図ります。
- ②生垣の設置や壁面緑化により、市街地における「みどり」の確保を推進します。
- ③市民による公園や緑地の維持管理や再整備を促進します。
- ④自然環境保全活動を行なう市民と土地所有者の円滑なコミュニケーションを支援し、適正な緑地の維持を促進します。

目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
緑地・農地の保全・指定の面積	1,127ha	1,131ha



自然観察の森でセグウェイ体験

- 序論
- 基本構想
- 基本計画
- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章**
- 第7章

第4節 水質改善

水質汚濁の防止と水辺環境の保全

関連
計画

総合計画前期基本計画、循環型社会形成推進地域計画、環境基本計画

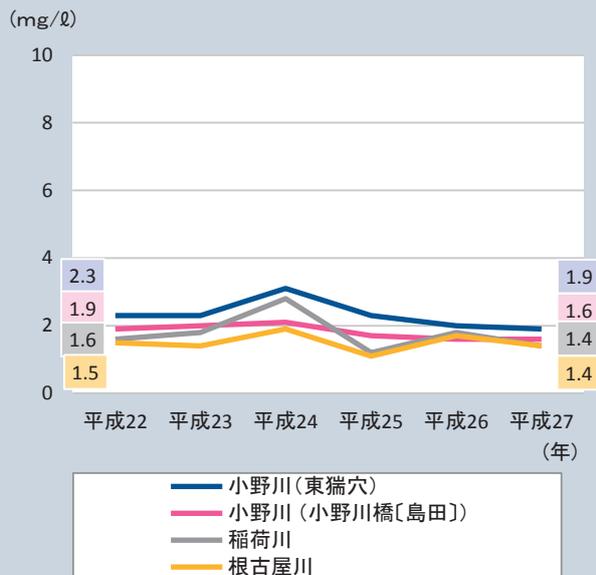
現状

- ◆牛久市には、数多くの河川が市内を流れており、これらの河川は上水や農業用水、水産などにより流域の人々の生活を支えている霞ヶ浦と牛久沼に流れ込んでいます。
- ◆霞ヶ浦と牛久沼は、富栄養化※による水質汚濁が問題となっている湖沼であり、生活排水や工場・事業場排水、農業排水などに含まれる窒素やリンが河川に流れ込み、湖沼に蓄積することが要因の一つになっています。
- ◆流域の市町村等で構成する霞ヶ浦問題協議会や牛久沼流域水質浄化対策協議会、家庭排水浄化推進協議会などが組織され、水質の浄化に取り組んできた結果、河川および湖沼の浄化はすすんでいます。ただし、まだ十分とはいえない状況です。

課題

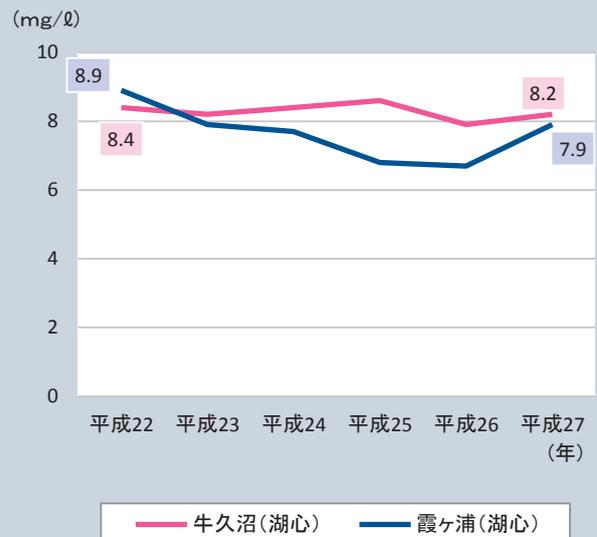
→水は多様な生き物の命をささえています。また、水辺環境は人々の生活にうおいを与えてくれるものです。これらを将来につないでいけるよう、水に対する関心を高め、水質改善に関する取り組みを強化し継続していくことが必要です。

[牛久市内の河川の生物化学的酸素要求量 (BOD) ※75%値の経年変化/牛久市調査]



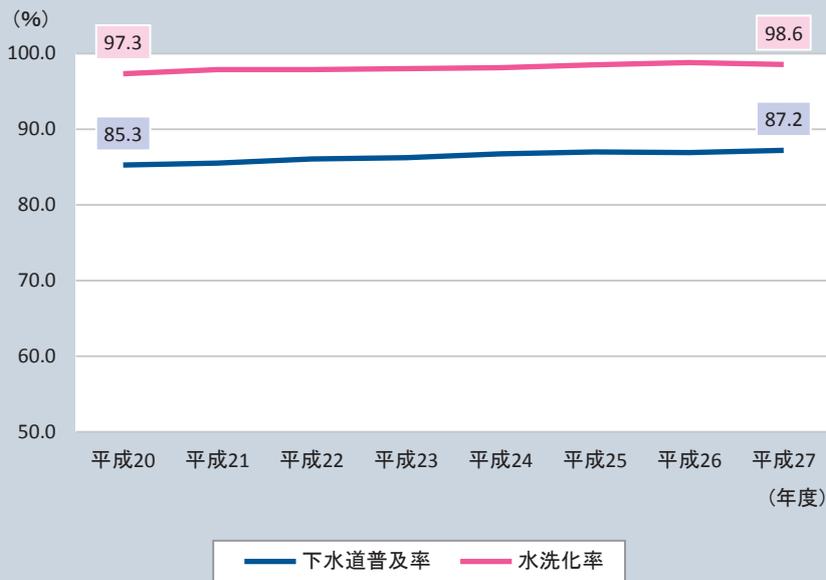
資料：環境政策課

[牛久市内の河川が流入する湖沼の化学的酸素要求量 (COD) ※75%値の経年変化/茨城県調査]



資料：環境政策課

[下水道の整備状況の推移]



資料：下水道課

施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

(1) 市民や事業者の水質に対する関心を高める
(水質改善に関する普及啓発)

- ① 小野川散策や牛久沼でのうなぎの放流・自然観察会などを実施し、市民が水質改善について考えるきっかけづくりを推進します。
- ② 生活排水対策の重要性や必要性について、定期的な広報活動により市民への周知を推進します。

(2) きれいな水辺環境を創出する
(水質改善対策の推進)

- ① 市内を流れる河川について、定期的なモニタリング調査を実施します。
- ② 流域の市町村などで構成する霞ヶ浦問題協議会や牛久沼流域水質浄化対策協議会の取り組みを推進します。
- ③ 家庭や事業所からの廃食用油の回収や、県と協力した事業所排水に対する監視・指導などにより、水質の汚濁防止や改善を促進します。

(3) 生活排水の適正な処理を推進する
(下水施設の整備促進)

- ① 下水道未整備地域における高度処理型合併処理浄化槽の整備を推進し、生活排水の水質浄化や衛生環境の向上などを促進します。
- ② 老朽化した管渠施設等の計画的な補修や改修などを実施します。
- ③ 下水道の適正な使用料金の設定と公平な賦課徴収を実施します。

目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
小野川、稲荷川の BOD に係る 環境基準および根古屋川の 水質目標を達成する	小野川 (大井橋) 1.9mg/ l 小野川 (島田橋) 1.6mg/ l 稲荷川 (刈谷橋) 1.4mg/ l 根古屋川 (下町坂下橋) 1.4mg/ l	小野川 2.0 mg/ l 稲荷川 3.0 mg/ l 根古屋川 3.0 mg/ l 以下を維持する
下水道普及率	87.2%	87.2%
一般家庭からの廃食用油の回収量	9,544 l /年	13,000 l /年

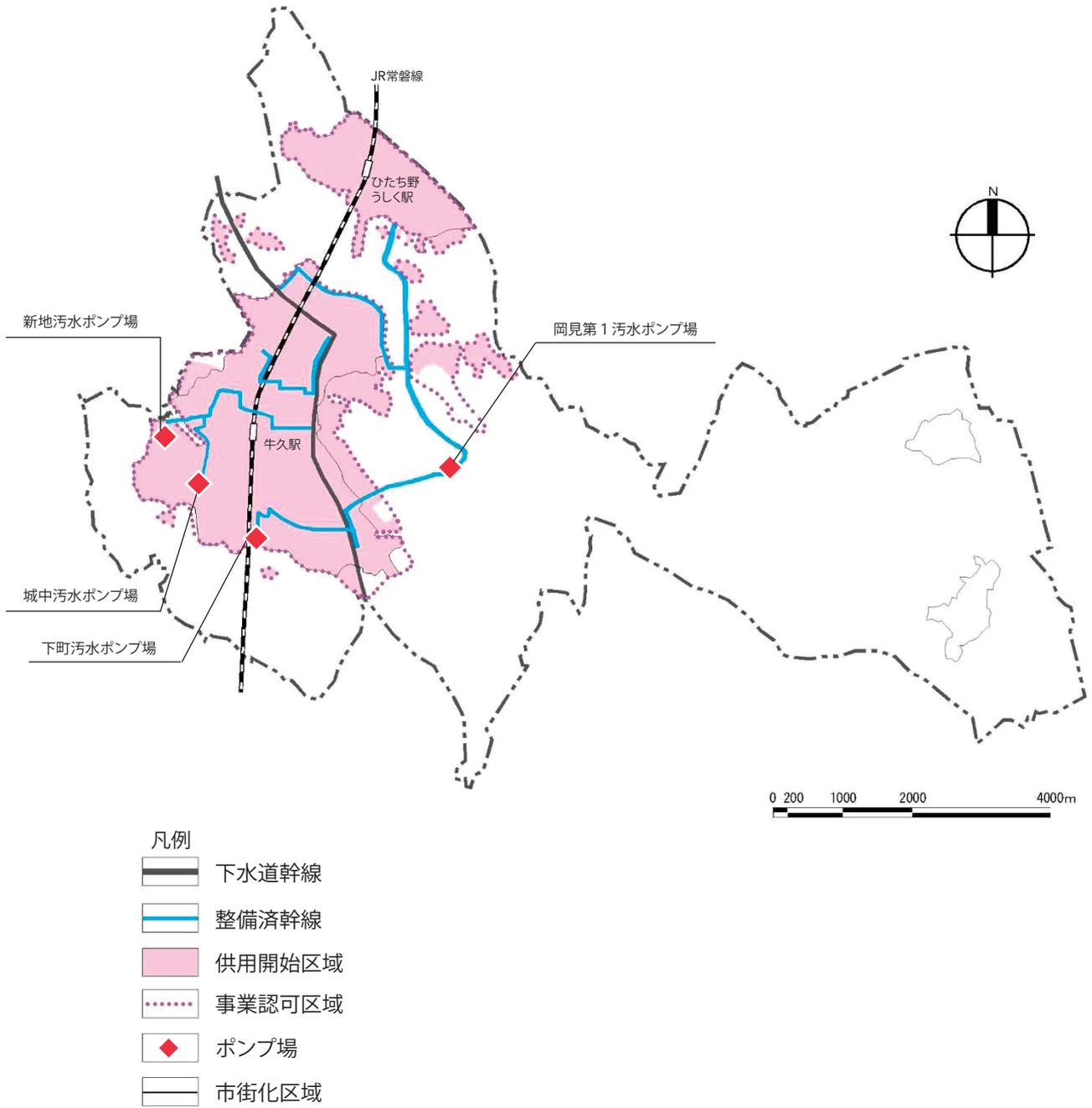
[用語解説]

富栄養化	海・湖沼・河川などの水域が、貧栄養状態から富栄養状態へと移行する現象のこと。本来は、池や湖がある環境条件下での生物群集の非周期的な変化、いわゆる遷移によって、水中の肥料分（リンや窒素など）の栄養塩類濃度が低くプランクトンや魚類が比較的少なく生物生産活動が活発ではない貧栄養水域から、栄養塩類濃度が高く生物生産活動が極めて活発な富栄養水域へ、その湖沼型を変化させてゆく非人為的な過程を指す言葉であったが、近年では、人間活動の影響による水中肥料分の濃度上昇を意味する場合に多く使われるようになっている。この富栄養化の要因としては、下水・農牧業・工業排水など多岐にわたると考えられている。 人為的な富栄養化は生態系における生物の構成を変化させ、一般的には生物の多様性を減少させる方向に作用する。極端な場合には、赤潮や青潮などの現象を二次的に引き起こすため、富栄養化は公害や環境問題として広く認識されるようになっている。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	「Biochemical Oxygen Demand」。河川水や工場排水中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量のこと、単位は一般的に mg/l で表わし、この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味する。
化学的酸素要求量 (COD)	「Chemical Oxygen Demand」。水中に有機物などの物質がどれくらい含まれるかを、過マンガン酸カリウムなど酸化剤の消費量を酸素の量に換算して示される。この値が大きいほど水中の有機物が多いことを示し、水質汚濁の程度も大きくなる傾向がある。単位は、ppm または mg/l が用いられる。



うなぎの放流

[公共下水道整備状況図]



序論
基本構想
基本計画
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章

第5節

不法投棄、 放射能汚染

自然と調和する生活環境づくり

関連
計画

総合計画前期基本計画、環境基本計画、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

現状

- ◆本市には、水辺環境、里山といった豊かな自然環境がありますが、そこに建築廃材や家電製品、車などが埋められたり、捨てられたりするケースが後を絶ちません。
- ◆不法投棄は、水質汚濁や土壌汚染などの環境問題につながるだけでなく、原状回復のための経済的な損失や、周辺で暮らす人々の生活環境の悪化にもつながるものです。
- ◆平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被害を受けた福島第一原子力発電所から飛散した放射性物質により、本市も汚染されました。平成23年度から小中学校、保育園、幼稚園、公園の除染作業をすすめ、平成25年度からは住宅地の除染作業をすすめ、平成26年度に完了しました。現在、追加被ばく線量は目標とする年間1ミリシーベルト以下を維持しています。

課題

- 不法投棄は、法律違反であり、犯人を見つけることも大切ですが、その後の対応などを考えれば、未然に防止することが重要です。市民協働による環境美化やパトロールなどにより、不法投棄が起こりにくい環境づくりが必要です。
- 放射能に対する市民の不安を取り除くため、各種調査を継続し、公表していくことが必要です。

[不法投棄発生状況と収集処理経費の推移]



資料：廃棄物対策課

施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

(1) 美しい地域づくりを推進する (環境美化・不法投棄対策の推進)

- ① 関係団体と連携した環境美化キャンペーンや不法投棄防止看板等の設置などの啓発活動を実施し、不法投棄やごみの散乱の発生防止を推進します。
- ② 環境パトロールの強化や、市内全域を対象とした環境美化活動の継続的な実施により、不法投棄やごみ散乱の早期発見を推進します。
- ③ 市内の企業や各種団体、警察などとの連携を強化し、不法投棄に関する情報網の構築や不法投棄への対応強化を推進します。

(2) 放射能に対する不安がなく、安心して過ごせる地域づくりを推進する (放射能対策の推進)

- ① 放射能に関する情報を積極的に収集し、市民へ分かりやすく情報を発信します。
- ② 食品測定などにより、生産者や消費者へ情報を提供します。
- ③ 内部被ばく検査などの健康調査を実施し、日常生活における放射能に対する不安軽減に努めます。

目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
不法投棄件数	149 件/年	200 件/年

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第6節 生物多様性

生物多様性の確保と

地域資源である里山の保全

関連
計画

総合計画前期基本計画、環境基本計画、都市計画マスタープラン

現状

- ◆地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが誕生しました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。
- ◆人類の活動が地球環境や生態系に多くの影響を与えており、生きものたちの絶滅のスピードは、自然の速度の約1,000倍になっているといわれています。
- ◆本市には、多くの平地林や斜面林などの里山や水辺環境、農地があり、多様な生きものが生息していますが、近年雑木林や谷津田※の中には、管理が放棄されているものが見立っています。

課題

- 加速度的に失われ続ける生物多様性の保全について、地球規模で考え、取り組んでいくことが必要ですが、市内の自然も地球の一部であり、これを守ることは地球を守ることに繋がります。そのため、身近なところで出来ることから取り組んでいくことが大切です。
- 里山や農地は、人が自然と調和した暮らしの中で適切に利用することで、多くの生きものが生息していける環境を維持することができます。先人が守りつないできた貴重な資源を後世に残していけるよう、適切な管理を継続することが必要です。

【自然観察の森の入園者数と行事回数の推移】



資料：都市計画課

施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 自然や生き物を大切にす 意識を高める (自然環境と生物多様性に関する 啓発)</p>	<p>①「自然観察の森[※]」を利用した自然環境学習および自然体験学 習支援、市民参加型の自然環境調査などの実施により、自然に ふれあう機会を提供します。</p> <p>②里山や河川とふれあうことができるモデル地区の選定や、散策路の 整備などを推進します。</p>
<p>(2) 自然や生き物と市民が共生する 地域づくりを推進する (自然環境、生物多様性の保全)</p>	<p>①市内の自然環境や、貴重な生態系、種の多様性についての調査 を実施し、市の自然環境に関する実態把握を推進します。</p> <p>②市内の平地林や里山林等の保全を推進し、生活環境や自然景 観などの公益的機能の維持・向上を図ります。</p> <p>③市民・事業者・行政などが、生物多様性の保全についての問題を 共有する環境を整備します。</p> <p>④NPO[※]法人や民間企業との協働により、谷津田の保全再生事 業をさらに推進します。(5章2節(1)⑦の再掲)</p> <p>⑤市内における「緑の少年団」やボランティアの活動を支援します。</p>

目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
ボランティア活動が行われている平地林の箇所数	4 箇所	4 箇所
フクロウが繁殖活動を行なっている箇所数	4 箇所	4 箇所
自然観察の森の年間入園者数	45,873 人/年	50,000 人/年

[用語解説]

谷津田	関東地方の台地と平野の境目に多く見られる田で、小さな谷間につくられた細長い田のこと。谷津とは谷にある湿地を意味し、主に関東地方の武蔵野台地と関東平野の境目に多く見られる小規模な谷にある。湿地そのものが失われつつあり、湿地に依存した生物に絶滅危惧種が多数いることや、谷間のために田が小さく不定形で機械化されにくく、多くの生物が残されていることなどを背景として、生態系や里山の生物の保全が近年注目されている。
自然観察の森	身近な自然の喪失がすすむ大都市やその周辺部において、野鳥や昆虫をはじめ身近な自然とふれあえる場所を整備し、自然観察などを通じた自然保護教育推進の拠点とすることを目的として整備されたもので、全国に 10 カ所ある。
NPO	「Non-Profit-Organization（非営利団体）」。営利を目的としない公共的な活動を行う市民活動団体。

